

緊急雇用創出事業基金事業「あいちトリエンナーレ 2013 携帯情報端末活用  
コンテンツ制作事業」業務委託先募集要項

1 事業の趣旨

開幕まで1年を切ったあいちトリエンナーレ 2013 の気運を醸成し、来場へつなげるためには、重層的、広域的な広報・PRを積極的に展開することが不可欠である。

そこで、トリエンナーレの主な来場者層である10代から30代で特に急速に普及している携帯情報端末（スマートフォン、タブレット端末）を活用し、民間事業者の発想による新規性・話題性のある広報活動を実施する。

なお、この事業は、「愛知県緊急雇用創出事業基金」を活用して実施するもので、短期的な雇用・就業機会の創出を図ることを目指している。

2 事業内容

AR技術を活用し、あいちトリエンナーレ 2013 をPRするオリジナルアプリケーション（以下「アプリ」）及び広報誌を制作し、広く一般の方に知っていただくための普及啓発事業を行う。また、あいちトリエンナーレ 2013 会期中に使用できるアンケートシステムを制作する。（詳細は「8 企画提案内容」を参照）

なお、契約期間最終日までに以下のものを提出すること

- |                     |            |
|---------------------|------------|
| ア 活動結果等を取りまとめた報告書   | 20部（冊子A4版） |
| イ アの報告書を電子ファイル化したもの | CD-R等 一式   |
| ウ その他必要と認められるもの     |            |

3 事業実施の要件

本事業は国の緊急雇用創出事業臨時特例交付金を活用して行うため、「緊急雇用創出事業実施要領」に規定する要件を遵守するほか、以下の内容を遵守すること。

- (1) 当該事業のために新たに失業者を雇用すること。
- (2) 新たに雇用する失業者（以下「新規雇用失業者」という。）は、次のア又はイのいずれかに該当する者（以下「対象新規雇用失業者」という。）とすること。また、雇用にあたってはアに該当する者を優先的に雇用すること。
  - ア 東日本大震災等により被災した失業者（青森県、岩手県、宮城県、福島県、茨城県、栃木県、千葉県、新潟県及び長野県内の災害救助法適用地域に所在する事業所を離職した失業者又は当該地域に居住していた求職者。以下「被災求職者」という。）
  - イ 平成23年3月11日以降に離職した失業者
- (3) 受託者は、公共職業安定所等において対象新規雇用失業者を募集した結果、対象新規雇用失業者のみでは求人が充足せず、本委託業務が実施できない場合、委託者と協議し、書面により委託者の承認を得た場合に限り、対象新規雇用失業者以外の失業者も

雇用することができること。

(4) 失業者の雇用にあたっては、雇用通知書や雇用契約書など書面により行うとともに、労働諸法を遵守すること。

(5) 新規雇用失業者の人数は8人以上とすること。

(6) 委託料に占める新規雇用失業者の人件費の割合は50.2%以上とすること。

注 人件費とは、賃金のほか、通勤手当、賞与、退職手当等社内規定において労働者に対する支給が義務づけられているもの、社会保険料及び労働保険料の合計額に1.05を乗じた額とする。

(7) 本契約は概算契約であり、新規雇用失業者の人件費について、実支出額が契約時に予定した金額（契約書の別紙「雇用等に関する事項」に記載した金額）を下回る場合、その差額分を契約金額から減額すること。

(8) 新規雇用失業者の雇用期間は1年以内とし、更新は不可とすること。また、雇用期間が6か月以内である場合には、1回に限り更新を可能とすること

(9) 受託者は、新規雇用失業者（東日本大震災等による被災求職者を除く。）が過去において他の緊急雇用創出事業により雇用された期間と通算して1年以内となることを確認する義務を負うこと。

(10) 新規雇用失業者の1か月あたりの勤務予定日数は少なくとも15日以上とし、同一の者を2か月以上雇用する場合は、勤務する月が連続していること。

(11) 新規雇用失業者の1日あたりの平均勤務予定時間数は少なくとも6時間以上とすること。

(12) 契約締結時において、受託者が想定する新規雇用失業者の雇用期間を契約書に記載し、受託者は実績においてこれを下回らないよう最大限の努力を払う義務を負うこと。

(13) 新規雇用失業者及び既雇用者が業務に従事する場合、業務日誌等によりその従事状況（日数、勤務時間数、勤務時間、従事内容）が把握できるように書類を整備すること。

(14) 新規雇用にあたっては公共職業安定所へ必ず求人申込みを行うこととし、その求人は対象新規雇用失業者に限定するものとする。また、民間求人誌等による他の求人活動を併せて行うことも可能。

なお、(3)に該当する場合は、先に公共職業安定所へ提出した求人の条件変更（限定解除）を行い、対象新規雇用失業者以外の失業者の求人を行うこと。

(15) 前記(1)から(12)の条件に違反した場合は、当該委託契約の一部又は全部を解除し、委託料を支払わない、若しくは支払った委託料の一部又は全部を返還させる場合があること。

(16) 契約締結後速やかに新規雇用予定者数、雇用予定期間等を報告すること。

(17) 事業期間中、雇用状況等の調査をする場合があること。

(18) 事業完了検査において、受託者に対して失業者等の雇用に関する実績報告の提出義務があること。

- (19) 事業完了検査において、受託者に対して労働関係帳簿等（履歴書、労働者名簿、賃金台帳、出勤簿等）の閲覧、写しの提出等を求めることがあること。

なお、本基金事業は平成 31 年度まで会計検査院の検査対象事業となるので、事業終了後についても関係書類を保管し、委託者から関係書類の閲覧、写しの提出を求められた場合は最大限協力する義務を負うこと。

#### 4 応募資格

次の要件を満たす者とする。

- (1) 応募資格者は平成 24・25 年度入札参加資格者名簿登載者のうち、以下の分類に該当する者であること。

大分類「3. 役務の提供等」

中分類「03. 映画等製作・広告・催事」

小分類「02. 広告」

又は、

大分類「3. 役務の提供等」

中分類「08. コンピュータサービス」

小分類「01. システム開発」

- (2) 総勘定元帳及び現金出納簿等の会計関係帳簿類を整備しており、労働者名簿、出勤簿、賃金台帳等の労働関係帳簿を整備していること。
- (3) 「愛知県が行う事務及び事業からの暴力団排除に関する合意書」（平成 24 年 6 月 29 日付愛知県知事等・愛知県警察本部長締結）に基づく排除措置を受けていない者であること。

#### 5 募集期間

平成 24 年 10 月 23 日（火）から平成 24 年 11 月 5 日（月）まで

#### 6 契約条件

- (1) 契約形態

委託契約とする。

- (2) 委託金額限度額

17,329 千円以内（消費税及び地方消費税込）

- (3) 契約保証金

愛知県財務規則 129 条の 2 により、契約金額の 100 分の 10 以上の額とする。ただし、愛知県財務規則 129 条の 3 第 3 号に該当する場合は全額を免除する。

- (4) 契約期間（予定）

契約締結日から平成 25 年 3 月 29 日（金）までとする。

(5) 委託費の支払条件

原則、精算払いとするが、必要に応じて概算払いを認めることとする。

7 応募方法

(1) 説明会の開催

当事業の受託を希望される方は、下記のとおり説明会を開催しますので、ご参加ください（出席は応募の必須条件ではありませんが、応募を希望される方は可能な限り出席してください。）。

ア 開催日時

平成24年10月26日（金）午後2時から3時まで

イ 実施場所

愛知芸術文化センター7階 会議室3

ウ 参加申し込み方法

参加申し込みは下記により電子メール又は電話にて平成24年10月25日（木）午後5時までをお願いします。

(ア) 電子メール

タイトルは「あいちトリエンナーレ2013 携帯情報端末活用コンテンツ制作事業について」とし、本文中に以下の情報を記載して、

<geijutsusai@pref.aichi.lg.jp>宛に電子メールをお送りください。

- ・ 貴社名、所属
- ・ 参加者氏名
- ・ 連絡先（電話番号、メールアドレス）

(イ) 電話

愛知県県民生活部文化芸術課国際芸術祭推進室調整グループ 菊池、川北  
052-971-6111（ダイヤルイン）

(2) 企画提案書等の提出

当事業の受託を希望される方は、下記により企画提案書等を提出してください。

ア 提出書類

(ア) 企画提案書（別添様式1もしくは様式1の内容を満たす任意様式）…8部（正1部、副7部）

(イ) 会社概要（資本金、従業員数、取扱業務）…8部（正1部、副7部）

(ロ) 経費見積書…8部（正1部、副7部）

※正1部については、代表者印押印のうえ「愛知県知事」あてとしてください。

総事業費に占める新規雇用者の人件費が50.2%以上であることがわかるように経費を詳しく記載してください。

(ハ) 会社実績表…8部（正1部、副7部）

これまでの同事業の類似業務の実績を記載してください。

(オ)添付資料・・・8部（正1部、副7部）

- ・定款又は寄付行為
- ・会社パンフレット
- ・決算報告書（直近2カ年）
- ・諸規定（委託費対象経費の積算基礎となるもの）
- ・過去に作成した類似事業の主なパンフレット類など

※(イ)から(エ)は企画提案書にまとめて記載していただいても、別葉としていただいてもかまいません。

イ 提出期限

平成24年11月5日（月）午後5時（必着）

※この期限までに全ての必要書類の提出がないものは、受付することができません。

ウ 提出方法

持参もしくは郵送にて提出してください。

なお、ご持参いただく場合の受付時間は、平日の午前9時から午後5時30分（11月5日（月）は午後5時）までとし、事前にその旨を電話でご連絡の上、お越しください。

(3)企画提案書類作成上の注意

- ・提出書類は、A4版両面（上記(2)ア(ア)については10ページまで）で記載してください。また、必要に応じて、絵、図等を用いて分かりやすく記載してください。
- ・企画提案に係る費用は、応募者の負担とします。
- ・企画提案は1事業者1案とします。
- ・提出書類は返却しません。

(4)提出先

〒461-8525

名古屋市東区東桜1-13-2 愛知芸術文化センター6階  
愛知県県民生活部文化芸術課国際芸術祭推進室調整グループ  
担当 菊池、川北

電話 052-971-6111（ダイヤルイン）

FAX 052-971-6115

(5)応募に関する問い合わせ先

問い合わせは電子メールでお願いします。

[電子メール geijutsusai@pref.aichi.lg.jp](mailto:geijutsusai@pref.aichi.lg.jp)（タイトルを「あいちトリエンナーレ2013 携帯情報端末活用コンテンツ制作事業に係る問い合わせ」としてください。）

※なお、問い合わせへの回答については、下記国際芸術祭推進室のホームページに記

載いたしますので、適宜ご覧ください。

<http://www.pref.aichi.jp/0000018394.html>

## 8 企画提案内容

### (1) あいちトリエンナーレ 2013 オリジナルアプリの制作

#### ① デジタルスタンプラリー

AR技術によりスマートフォン等をマーカー（特定の画像）にかざすと、オリジナルの画像（動画）が閲覧でき、閲覧するとスタンプを得ることができる仕組みのスタンプラリーアプリを制作する。

※ スタンプは30個程度を想定。

※ 愛知県が提供できる画像コンテンツ あいちトリエンナーレ2010の記録映像及び作品映像（アーティストが使用を承諾したものに限る）

#### ② あいトリかわら版

広報誌「あいトリかわら版」の記事と連動して、記事が動画で閲覧できるアプリ

※アプリの検証は、アンドロイド（4.0及び2.3）又はiOS（5及び6）のどちらか1つ以上の動作確認を行うこと。

### (2) 広報誌「あいトリかわら版」の制作

あいちトリエンナーレ2013に関する取材、情報収集（例：関係者への取材）を行い広報誌「あいトリかわら版」を制作する。

※ 仕様、発行回数、ターゲットについては提案とします。

※ 愛知県から提供できるコンテンツ 現代アートをわかりやすく解説するコラム（6話分）

### (3) オリジナルアプリと広報誌「あいトリかわら版」の普及啓発事業

制作したアプリ及び広報誌を広く一般の方に知っていただき、あいちトリエンナーレ2013の来場へ繋げる普及啓発事業。

※ 実施内容については、提案とします。

### (4) あいちトリエンナーレ2013来場者アンケート（デジタル版）の制作

あいちトリエンナーレ2013会期中にタブレット端末を活用した、来場者アンケートの実施を想定しています。このアンケートのためのシステム制作。

※ 内容についての設問数10問程度（選択式）、属性についての質問数15問程度（選択式）

※ アンケートは5ヶ国語程度で実施することを予定しており、アンケート項目、翻訳データは愛知県から提供。

## 9 選定事業者数

1者

## 10 審査・決定・契約

### (1) 審査方法

#### ア 書面審査

提出された企画提案書について、審査委員による書面審査を行います。

#### イ 審査委員会による審査

書面審査により選定された企画提案書（3～5件程度）について、プレゼンテーションを行い、県が設置する審査委員会において審査を行い選定します。

プレゼンテーションの日程につきましては、別途連絡いたします。なお、プレゼンテーションへの出席を要する費用は、応募者の負担とします。

審査委員会は非公開とし、審査の経過等審査に関する問い合わせには応じないこととします。

### (2) 審査基準

審査においては、以下の項目について評価し、総合的な審査を行います。

#### ア 実施体制について

実施体制及び事業に従事する新規雇用者の雇用方針

#### イ 実施内容について

- ・ アプリ等の新規性（斬新さ、面白さはあるか）
- ・ 広報活動の有効性（十分なPR効果が期待できるか）
- ・ 実効性（事業実施能力はあるか）

#### ウ 見積経費について

見積経費項目や見積金額

### (3) 決定

審査委員会の審査結果を踏まえて、県が採択提案を決定します。

### (4) 通知

審査結果については、全提案者に対して郵送で通知します。

### (5) 契約

審査委員会において採択提案に選定された者と委託見積限度額の範囲内で交渉の上、契約します。なお、契約不調に終わった場合は、次点の者と交渉するものとします。

## 11 スケジュール（予定）

平成24年10月23日（火）	公募開始
平成24年10月26日（金）	企画提案募集説明会の開催
平成24年11月5日（月）	企画提案書の提出期限
平成24年11月上旬	書面審査
平成24年11月中旬	プレゼンテーション（審査委員会による審査）

平成24年11月中旬

委託先の決定、契約締結

平成25年3月末

実績報告書の提出

## 12 その他

- (1) 委託事業の開始から終了までの間、事業実施方法や進捗状況の確認等、事業の円滑な実施のために、定期的に県と連絡調整を行うこと。
- (2) 本事業に係る会計実地検査が行われる場合は、協力をすること。
- (3) 採用された企画の著作権は、県に帰属するものとする。
- (4) 成果物については、第三者の著作権等の権利を侵害していないことを保証すること。